

令和4年度愛媛地方最低賃金審議会第3回小委員会議事要旨

開催日時	令和4年8月22日(月)午後1時25分～午後3時35分		
場所	愛媛労働局会議室		
出席状況	公益代表委員	出席 2名	定数 3名
	労働者代表委員	出席 3名	定数 3名
	使用者代表委員	出席 3名	定数 3名
主要議題	1 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について 2 その他		
<p>議事要旨</p> <p>本会議は 公開・非公開</p> <p><b>1 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について</b></p> <p>第1回小委員会で、使側委員より改正決定の必要性無しの意見が出た「各種商品小売業」について、第2回小委員会に引き続き、労使双方から参考人を招致した上で、必要性の有無の審議を行った。</p> <p>労側委員から、特定最低賃金は、関係労使のイニシアティブで議論し業界の適正な賃金水準を決めて公正な競争を確保していくことから、各種商品小売業は、同様な業態も含めた業界の賃金水準の底上げにもつながり、地域別最低賃金よりも高いレベルで最低賃金を決めていく必要がある業界である等の意見が出され、改正決定の必要性有りとの主張がなされた。</p> <p>使側委員から、消費者物価指数より企業物価指数の方が伸び率が大きく、業界に余力がなくより高いレベルの賃金水準を維持できないこと、小売業の産業構造の変化により業界の中で各種商品小売業をより高いレベルに設定する必要性がなくなったこと、必要性ありとして地域別最低賃金よりも高く引き上げれば、影響率は過去最高となること等の意見が出され、改正決定の必要性無しとの主張がなされた。</p> <p>特定最低賃金の必要性審議は、これまで5業種の特定最低賃金を一括審議し、必要性有りとしてきたこと、本年度から初めて小委員会方式に変えて審議したこと等に鑑み、公益委員で調整を行い、最終的に愛媛県各種商品小売業最低賃金の改正について、全会一致で「必要性有り」の結論に達し、他の4業種の特定最低賃金と合わせて、次回第4回本審において、「改正決定の必要性有り」の小委員会報告を行うことが確認された。</p> <p><b>2 その他</b></p> <p>今後の審議日程について、事務局から説明を行った。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>			